

○犯罪被害者等カウンセリングアドバイザー制度の運用について(通達)

(平成9年7月1日岡生企第307号/岡務第642号警察本部長例規)

改正 平成12年3月岡務第114号 平成13年7月第5046号

平成16年3月第45号 平成21年3月岡県広第107号

令和3年3月24日岡務第254号 令和6年6月14日岡県広第224号

各部長・参事官・所属長

被害者支援の一環として、事件・事故の被害者及びその家族並びに被害少年に対する精神的支援を行うため、このたび、犯罪被害者等カウンセリングアドバイザー制度を運用することとしたので、本制度の効果的な活用に努められたい。

記

1 制度の目的

この制度は、心理臨床の専門家をあらかじめ犯罪被害者等カウンセリングアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)として委嘱し、アドバイザーが行う事件及び事故の被害者並びにその家族並びにいじめ等の被害少年(以下「犯罪被害者等」という。)に対するカウンセリングその他の必要な対応(以下「カウンセリング等」という。)により、犯罪被害者等が被っている精神的被害の回復又は軽減を図るとともに、岡山県警察被害者支援カウンセラー運用要綱の制定について(通達)(平成30年8月28日岡県広第290号、岡生企第508号、岡地第371号、岡刑企第351号、岡交企第387号、岡公第125号例規)第5の1の規定により警察本部長が指定する被害者支援カウンセラー(以下「カウンセラー」という。)に対して専門的なアドバイスや心理的な指導及び助言(以下「アドバイス等」という。)を行い、カウンセラーのカウンセリング技能の向上及びカウンセリングに伴う精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 委嘱

- (1) アドバイザーの委嘱は、警察本部長が委嘱状(様式第1号)を交付して行うものとする。
- (2) 委嘱の期間は、委嘱の日から1年間とする。ただし、再委嘱を妨げない。
- (3) 警察本部長は、アドバイザーを委嘱(再委嘱を含む。)するときは、職務上知り得た秘密を漏らさない旨誓約した誓約書(様式第2号)の提出を求めるものとする。
- (4) 警察本部長は、アドバイザー本人から解嘱の申出があったとき又は委嘱を継続することが適当でないとするときは、当該アドバイザーを解嘱することができる。

3 カウンセリング等の実施手続

アドバイザーによるカウンセリング等の実施は、次により行うものとする。

- (1) 各所属の長(以下「所属長」という。)は、犯罪被害者等からアドバイザーによるカウンセリング等を必要とする旨の申出を受けたときは、カウンセリング要請書(様

式第3号)に所定事項を記入の上、警務部県民広報課長(以下「県民広報課長」という。)に送付すること。

(2) カウンセリング要請書を受理した県民広報課長は、アドバイザーと連絡及び調整を行い、その結果を当該所属長に連絡すること。

(3) 所属長は、アドバイザーによるカウンセリング等が犯罪被害者等に必要であることを認めるときは、当該犯罪被害者等に本制度の概要を説明し、自主的にカウンセリング等を申し出るよう働き掛けること。

(4) 犯罪被害者等以外の者からアドバイザーによるカウンセリング等を必要とする旨の申出を受けた所属長は、その申出に正当な理由があると認めるときは、カウンセリング要請書にその旨記入して、県民広報課長に送付すること。

4 アドバイス等の実施手続

アドバイザーによるアドバイス等の実施は、次により行うものとする。

(1) カウンセラーは、アドバイザーによるアドバイス等を必要と認めるときは、アドバイス要請書(様式第4号)により、県民広報課長に要請すること。

(2) 要請を受けた県民広報課長は、アドバイザーと連絡及び調整の上、当該要請に応じるものとする。

(3) アドバイザーによるアドバイス等は、原則としてアドバイザーを直接訪問して受けること。ただし、急を要する場合は、県民広報課長の承認を得た上で、電話等によりアドバイス等を受けることができるものとする。

5 研修会等の開催

県民広報課長は、カウンセラーの知識並びに技能の維持及び向上のため、アドバイザーを講師とした研修会等の開催を随時計画するものとする。

6 運用上の留意事項

(1) 県民広報課長は、カウンセリング等及びアドバイス等の実施に当たり、アドバイザーに過度な負担を強いることがないように配慮しなければならない。

(2) 個々のカウンセリング等及びアドバイス等に関するアドバイザーへの要請の連絡は、原則として県民広報課長を通じて行うものとする。

(3) 県民広報課長は、定期的にアドバイザーと意見交換を実施するなど、常に良好な関係を維持するよう努めるものとする。

7 運用に当たっての基本的な心構え

(1) この支援活動は、犯罪被害者等の精神的被害の回復又は軽減を図る目的のものであることを自覚し、いやしくも捜査活動と混同してはならない。

(2) 警察職員は、犯罪被害者等との信頼関係を常に保持し、その者の要望等を的確に把握して、連絡、調整に当たるよう配慮するものとする。

8 報告

県民広報課長は、アドバイザーがカウンセリング等又はアドバイス等を実施したときは、その都度、カウンセリング等実施結果報告書(様式第5号)の提出を求めるものとする。

9 謝金等の支払い

県民広報課長は、アドバイザーに対して、運用実態に応じて、謝金及び旅費を支払うものとする。

10 その他

アドバイザーの運用に関する事務は、警務部県民広報課において行う。

11 文書の保存

文書の保存は、次の表のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
委嘱状の写し	県民広報課	3年
誓約書	県民広報課	3年
カウンセリング要請書	県民広報課	3年
カウンセリング要請書の写し	要請した所属	3年
アドバイス要請書	県民広報課	3年
カウンセリング等実施結果報告書	県民広報課	5年

様式第1号

委嘱状

[別紙参照]

様式第2号

誓約書

[別紙参照]

様式第3号

カウンセリング要請書

[別紙参照]

様式第4号

アドバイス要請書

[別紙参照]

様式第5号

カウンセリング等実施結果報告書

[別紙参照]